

令和 2 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 16 |
-

令和 2 年 1 2 月 1 5 日（火曜日）

総務委員会会議録

令和2年12月15日 火曜日

午前10時01分開議

午後 0時27分閉議（実時間141分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第118号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第123号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））
1. 議案第129号・八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
1. 議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市協働のまちづくり推進計画（案）の策定委員会からの報告について）

（新市建設計画の変更について）

（第2期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定について）

（第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について）

（令和2年7月豪雨災害の検証について）

（防災行政通信システム事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 金子昌平君
委員 太田広則君

委員 中村和美君
委員 成松由紀夫君
委員 橋本徳一郎君
委員 堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
納税課長	岩崎伸一君
総務企画部長	丸山智子君
総務企画部 総括審議員兼次長	黒瀬琢也君
理事兼危機管理課長	廣兼和久君
情報政策課長	早木浩二君
理事兼企画政策課長	福本桂三君
経済文化交流部	
観光・クルーズ振興課 主幹兼観光振興係長	植田浩之君
市長公室	
理事兼人事課長	濱田浩介君
市民環境部	
首席審議員兼 市民活動政策課長	遠山光徳君
部局外	
議会事務局	
議会事務局次長	増田智郁君

○記録担当書記 中川紀子君

（午前10時01分 開会）

○委員長（橋本幸一君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。

○議案第 1 1 4 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 1 2 号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第 1 1 4 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 1 2 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第 1 1 4 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 1 2 号の歳入及び歳出の総務費と公債費を尾崎財務部次長が、議会費を増田議会事務局次長、消防費を黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。

次に、議案第 1 1 8 号・令和 2 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第 2 号について早木情報政策課長が説明いたします。

また、事件議案のうち、予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第 1 2 3 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 1 0 号の歳入及び歳出の総務費と諸支出金を尾崎財務部次長が説明いたします。

続きまして、条例議案の議案第 1 2 9 号と 1 3 0 号の 2 つの議案につきましては、関係各課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております議案第 1 1 4 号・令和 2 年度八代市一般会計補正予算・第 1 2 号をお願いします。

総務委員会付託分につきまして、説明いたします。

1 ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条で歳入歳出それぞれ 8 億 6 5 0 0 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 9 2 2 億 1 5 3 0 万円としております。

第 2 条では繰越明許費を、第 3 条では債務負担行為の補正を、第 4 条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は 5 ページから 1 0 ページにかけて記載しております表で説明いたします。

それでは、5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費としまして、まず、款 2・総務費、項 1・総務管理費の並行在来線経営分離対策事業（豪雨災害）で 1 7 4 9 万 7 0 0 0 円の限度額設定を行っております。これは、令和 2 年 7 月豪雨により鉄道施設に被害を受けた肥薩おれんじ鉄道に対し、本格復旧と経営の安定化を図るために必要な経費を補助するものでございますが、支払時期の関係により繰り越すものでございます。

次の款 3・民生費、項 2・児童福祉費の私立保育所施設整備事業 2 億 6 3 3 5 万 9 0 0 0 円は、鏡しらぬい保育園とあさひ森の保育園の施設整備において、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の款 4・衛生費、項 2・生活環境費の環境施設整備事業 4 8 9 万 5 0 0 0 円は、し尿処理施設整備に伴う下水道事業計画変更図書等作成業務委託に関連して、下水道事業の広域化、共同化の検討が行われており、計画変更などの調整に不測の日数を要したことから、年度内での完了が困難となりましたので、繰り越すもので

ございます。

次の款５・農林水産業費、項１・農業費の強い農業づくり支援事業では、１億８４２５万１０００円の限度額設定を行っております。

これは、国の国産農畜産物供給力強化対策事業交付金を活用して、新型コロナウイルスにより顕在化した新たな需要に対応するため、輸入農畜産物から国産に切り替えることで、継続的、安定的な供給を図るために必要な施設整備、改修等に要する経費の一部を補助するものですが、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業では、１億８５３万３０００円の限度額設定を行っております。

これは作物の植付け時期変更により、工事工程等の再調整、その後の露地野菜の作付作業に伴い、工事施工ができない期間が必要となり、適正な工期を確保できず、年度内完了が困難となりましたので、繰り越すものでございます。

次の農地耕作条件改善事業では、２億７８９万５０００円の限度額設定を行っております。

これは作物の植付け時期変更による地元調整等の工事工程の再調整、露地野菜の収穫及び残渣処理に伴い、工事施工ができない期間が必要となり、適正な工期を確保できず、年度内完了が困難となりましたので、繰り越すものでございます。

次に、款７土木費、項２道路橋梁費の道路維持事業１億７２５０万円の限度額設定は、９月上旬の交付決定を受けて設計業務委託を発注し、その後に工事を発注することから、適正な工期を確保できず、年度内完了が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次の市内一円道路改良事業では３億１００万円の限度額設定を行っておりますが、これは令和２年７月豪雨の影響による業務委託の遅れ及び道路整備計画と工事期間の交通規制について、

地元等との調整に日数を要したことにより、年度内完了が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次に、項３・河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業では、９００万円の限度額設定を行っております。

これは県が指定する土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進するため、移転費用の一部を補助するもので、今回、坂本地区の３件について補助を行うものですが、年度内に移転完了が困難な見込みから、完了確認後の支払いができませんので、繰り越すものでございます。

次に、項５・都市計画費の景観形成支援事業では、２億９９万２０００円の限度額設定を行っておりますが、これは日奈久地区における景観重点地区指定に向けての景観形成基準等策定業務委託を行うに当たり、必要とされる地元との協議が新型コロナウイルス感染症の影響により延期となりましたことから、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

６ページをお願いします。

市内一円都市下水路整備事業では、７００万円の限度額設定を行っておりますが、これは県道を横断する用排水兼用水路について、工法の検討及び地元との協議に時間を要した結果、年度内の発注施工が困難となったため、繰り越すものでございます。

次の都市公園安全・安心対策緊急支援事業では、２億９０５万３０００円の限度額設定を行っておりますが、これは令和２年７月豪雨の影響により当初の予定を遅らせての発注となったこと及び国交付金の市町村間流用を受け入れたことに伴い増額したため、適正な工期を確保することができず、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次に、款８・消防費、項１・消防費の防災行

政無線整備事業では、5億2100万円の限度額設定を行っております。

これは令和2年7月豪雨の影響によりシステム整備について一部見直しが発生したことから、年度内での完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次に、款9・教育費、項7・社会教育費の社会教育センター管理事業では、49万円の限度額設定を行っております。これは深水社会教育センターの擁壁調査について、令和2年7月豪雨災害により地区の交通が不通となり、梅雨台風時期の大雨等の影響を計測できなかったため、繰り越すものでございます。

次に、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費では、令和2年7月豪雨で被災した2つの災害復旧事業に繰越限度額の設定を行いますが、いずれも国の災害査定が11月から12月にかけて実施されますことから、必要な工期が確保できず年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

まず、農業施設災害復旧事業（豪雨災害）では2億7141万円、次の林道施設災害復旧事業（豪雨災害）では3億1100万円の限度額設定を行っております。

次に、項2・公共土木施設災害復旧費では、令和2年7月豪雨で被災した4つの災害復旧事業に繰越限度額の設定を行いますが、いずれも国の災害査定を受けてからの発注となりますことから、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

まず、道路橋梁施設災害復旧事業（豪雨災害）では30億円、次の堆積土砂排除事業（豪雨災害）では10億9934万8000円、次の河川施設災害復旧事業（豪雨災害）では3億5292万円、次の公園施設災害復旧事業（豪雨災害）では4億9486万4000円の限度額設定を行っております。

最後に、項4・その他公共施設・公用施設災

害復旧費の商工施設災害復旧事業（豪雨災害）では1600万円の限度額設定を行っておりますが、これは、令和2年7月豪雨で被災した広域交流センターさかもと館などの一部について、仮復旧及び安全対策を講じる予定ですが、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1の追加で、やつしろ市議会だより作成経費から9ページの一番下、空調設備保守点検業務委託（東陽スポーツセンター）まで、議会費3件、総務費4件、民生費1件、衛生費7件、商工費1件、土木費3件、教育費9件の総数28件は、年度当初に履行を開始する契約案件のうち、契約事務に支障を来すおそれのある案件でございまして、より確実に速やかな年度当初からの履行開始に備えるため、3月中に契約締結まで行えるよう債務負担行為の設定を行うものであります。期間をおおむね令和2年度から3年度までとしておりますが、8ページ中段の坂本町仮設店舗賃貸借経費3億6000万円は、令和2年7月豪雨により被災した坂本町において、早期の事業活動再開を希望する被災中小企業等が入居する店舗・事業所などの集合型仮設施設を道の駅さかもとに隣接する広場に整備する経費であり、整備に要する期間を令和3年5月までとしております。

また、9ページの上から2番目に記載しております学校関係の八代市立小・中・特別支援学校タブレットパソコンリース4300万円は、リース期間を令和7年度までとしており、それぞれ効率的な住民サービスを確保するための期間及び限度額を設定いたしております。

10ページをお願いします。

第4表、地方債補正でございます。1の変更で歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、土地改良事業の補正前限度額１億３１７０万円に４４０万円増額し、補正後の額を１億３６１０万円に変更しております。

次に、街路整備事業の補正前限度額８８４０万円に１９０万円増額し、補正後の額を９０３０万円に変更しております。

次の消防施設整備事業は、補正前限度額５０９０万円から５３０万円減額し、補正後の額を４５６０万円に変更しております。

次に、災害復旧事業の補正前限度額５５億２１１０万円に２億７２７０万円増額し、補正後の額を５７億９３８０万円に変更しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

詳細につきましては１７ページの歳入款２１・市債のところで改めまして説明いたします。

続きまして歳入を説明いたします。

１４ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で１億２７９７万９０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１５０万円を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する商店街において、まちなか活性化協議会による令和３年２月開催予定のイベント、本町ｄｅひな祭りｗｉｔｈ竹あかりに対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、目５・教育費国庫補助金、節７・社会体育費補助金で１４２万５０００円を計上しております。これは官民一体となってスポーツを生かした地域振興を促進する八代市スポーツコミッション（仮称）の設立に向けた当該団体への負担金に対する地方スポーツ振興費補助金で

ございます。

次に、款１５・県支出金、項１・県負担金、目１・民生費県負担金、節４・災害救助費負担金で６２万７０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨に伴い、県により整備された市内２か所の建設型応急住宅について、県と市で締結した協定に基づき、共同施設の維持管理や補修等に要する経費について、県からの災害救助費負担金でございます。

１５ページをお願いします。

項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金で８９７万６０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨に伴い、被災された方々の仮設住宅からの転居費助成などに対する県からの球磨川流域復興基金交付金でございます。

次に、目２・民生費県補助金、節４・災害救助費補助金で１４万８０００円を計上しております。これは先ほどの民生費県負担金の対象としない集会施設の光熱水費等維持管理に要する経費について、県からの集会施設等維持管理補助金でございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で１億９９４万２９０００円を計上しております。まず、国の国産農畜産物供給力強靱化対策事業交付金を活用する１億８４２万５１０００円は、先ほど第２表、繰越明許費の説明で申し上げました強い農業づくり支援事業に対する県補助金でございます。

次は、県の攻めの園芸生産対策事業費補助金７００万円を活用して、生産力を強化し、国内外との競争に打ち勝つ産地づくりを推進すべく品種向上や生産力向上、コスト低減などの対策に必要な施設・機械等の整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

次の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金１３６万５０００円は、令和２年度当初予算及び６月補正予算において、農業用ハウスの補

強に要する経費について予算化しましたが、令和2年9月に追加要望調査を行いましたところ追加の要望があり、事業費が増加しましたので、不足額を補正するものでございます。

次の熊本県農業農村整備事業補助金44万円は、八代平野北部土地改良区が特認事業として整備する用水路等のネットフェンス設置に要する経費の一部を補助するものでございます。

次のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金637万3000円は、米を中心とした土地利用型農業の競争力強化のため、効率的な広域営農システムを構築するとともに、地域営農組織の規模拡大、中山間地域の組織化、生産コストの低減化を図るために必要となる施設・機械等の整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

次の目5・土木費県補助金、節3・河川費補助金の600万円は、先ほど第2表繰越明許費の説明で申し上げました土砂災害危険住宅移転促進事業に対する県補助金でございます。

次に、目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で1億8238万8000円を計上しております。これは先ほど第2表、繰越明許費の説明で申し上げました林道施設災害復旧事業（豪雨災害）に対する県補助金でございます。

次に、款17、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金の1120万円は、今回の豪雨災害に対して早期の復旧・復興を支援したいとの意向で寄附された企業版ふるさと納税寄附金でございます。消防団・坂本方面隊の被災・流出した資機材・装備品の整備に係る経費の一部に活用予定としております。

16ページをお願いします。

目5、節1・災害復旧費寄附金の1572万8000円も、先ほどの企業版ふるさと納税寄附金同様に、今回の豪雨災害に対して全国の皆

様から早期の復旧・復興を支援する豪雨災害寄附金でございます。先ほどの坂本方面隊の資機材等に244万円、路線バス運休の代替措置に633万5000円、農業施設の復旧経費に637万3000円など、活用予定としております。なお、12月11日現在で約4500万円の災害復旧費寄附金を頂いております。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目8、節1・まちづくり交流基金繰入金の149万3000円は、令和2年6月19日付で新規に日本遺産に認定された、八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～を活用し、構成文化財を紹介する展示物作成等に係る経費分でございます。

次の目15、節1・財政調整基金繰入金3359万3000円は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費分を繰り入れるものでございます。この結果、財政調整基金の令和2年度末残高は、約8億8000万円となる見込みでございます。

次に、款20・諸収入、項3・貸付金元利収入、目2・民生費貸付金元利収入、節1・社会福祉費貸付金元利収入の81万4000円は、平成28年熊本地震に係る災害援護資金貸付金の早期返済分でございます。

17ページをお願いします。

款21、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債の440万円は、市内一円土地改良整備事業の八代平野北部土地改良区及び八代平野南部土地改良区が実施する団体営事業に対して、八代市農業農村整備事業負担割合基準に基づき、事業費の13%を補助するための経費に対して、充当率90%の一般補助施設整備等事業債でございます。

次に、目6・土木債、節4・都市計画債の190万円は、県が行う南部幹線道路整備事業において、増額された事業費の10%負担分について充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目 7、節 1・消防債の減額 5 3 0 万円は、令和 2 年度に石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用して購入予定であった消防団の車両について、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に納車できないことと、この交付金も繰越しできないため、年度内に納品可能な消防小型ポンプ 7 台を坂本方面隊に購入することとしたため、その差額を減額補正するもので、充当率 1 0 0 % の緊急防災・減災事業債でございます。

次に、目 9・災害復旧債、節 1・その他公共・公用施設災害復旧債では 6 1 5 0 万円を計上しております。まず、並行在来線経営分離対策事業の 1 7 4 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨により鉄道施設に被害を受けた肥薩おれんじ鉄道に対し、本格復旧と経営の安定化を図るために必要な経費を補助するもので、充当率 1 0 0 % の災害復旧事業債でございます。

次に、商工施設災害復旧事業の 1 7 0 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した広域交流センターさかもと館の施設を一部仮復旧するための経費などについて、充当率 1 0 0 % の災害復旧事業債でございます。

次に、消防団整備事業の 2 3 8 0 万円は、先ほど寄附金で説明しましたが、令和 2 年 7 月豪雨により被災・流出した坂本方面隊の資機材・装備品の整備に係る経費から寄附金を差引き後、充当率 1 0 0 % の災害復旧事業債でございます。

次の農業研修施設災害復旧事業の 3 3 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨で被災した西部地区多目的集会施設の復旧に要する経費について、充当率 1 0 0 % の災害復旧事業債でございます。

次に、節 2・農林水産業施設災害復旧債では、1 億 7 2 5 0 万円を計上しております。まず、農業施設災害復旧事業の 5 6 8 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧のために、測量設計業務委託を行

う経費について、充当率 9 0 % の災害復旧事業債でございます。

次に、林道施設災害復旧事業の 1 億 1 5 7 0 万円は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した林道の復旧に要する経費について、充当率 9 0 % の災害復旧事業債でございます。

次に、節 3・公共土木施設災害復旧債の 3 8 7 0 万円は、道路橋梁施設災害復旧事業において、令和 2 年 7 月豪雨により被災した市道のうち、国土交通省直轄事業にて行う 2 路線分の地方負担について、充当率 1 0 0 % の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 丁寧な説明で分かりやすかったですけど、1 点だけちょっと初めて聞いたのがあったものですから、6 ページのですね、都市公園安全・安心対策緊急支援事業、これは何か市町村間の流用が初めてなんかとかなんとかというふうに聞こえたんですけど、仕組みがどんなもんか教えていただければ。

○財務部次長（尾崎行雄君） こちらにつきましてはですね、県のほうから各市町村に補助の枠を割当てみたいな形で、当初とかで内示がありますけども、他の市町村が——県内のですね——内示を受けてた分から、今年はちょっと災害等でできないというところが、要は、補助枠を消化できないもんですから、八代市のほうにお願いしたいということで、はい。

○委員（堀 徹男君） 県が采配して、こっちに。（財務部次長尾崎行雄君「そうですね。はい、はい」と呼ぶ）はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ないよう

でございますので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で歳入等についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前10時29分 小会)

(午前10時29分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について議会事務局から説明願います。

○議会事務局次長(増田智郁君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議会事務局、増田でございます。

それでは、早速でございますが、説明のほうに移らせていただきたいと思います。説明につきましては、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○議会事務局次長(増田智郁君) 議案書、議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号の18ページをお開き願います。

今回、歳出の款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費、補正前の額3億6841万円に対しまして、320万円の減額補正を行い、補正後の金額を3億6521万円といたすものでございます。具体的な内容につきましては、節8・旅費を320万円減額するものでございますが、本件につきましては、現在、コロナ禍において、例年実施されております各常任委員会及び議会運営委員会による管外行政視察について、今年度は実施しない旨、先般の各派代表者会及び議会運営委員会にて御決定されたところでございます。なお、当該旅費の減額につきまし

ては、本年6月補正予算でも同様の趣旨での御提案をさせていただいたところでございます。そのようなことから、今回、6月補正後の管外行政視察旅費全額を減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策に市として活用いただきたい旨、議会としての決定されたことを受け減額するものでございます。

以上が議会費における今回の補正予算の概要でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で第1款・議会費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(午前10時32分 小会)

(午前10時32分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、第2款・総務費及び第11款・公債費について、財務部から説明願います。

○財務部次長(尾崎行雄君) 財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、別冊となっております議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、款2・総務費及び款11・公債費について説明します。

18ページ中段の款2・総務費、項1・総務

管理費、目２・文書広報費では、４５４万６０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨により被災した坂本地区の各世帯及び事業者のケーブルテレビの利用料を免除したことに伴いまして、指定管理者に対する補償経費をケーブルテレビ事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、目５・企画費の１７４９万７０００円は、先ほど繰越明許費で説明しましたが、令和２年７月豪雨により被害を受けた肥薩おれんじ鉄道の本格復旧と経営の安定化を図るために必要な経費を補助するものでございます。

次の目７・交通防犯対策費では６５５万７０００円を計上しております。まず、生活交通確保維持事業（豪雨災害）の６３３万５０００円は、令和２年７月豪雨により産交バスなどの幹線交通が運休している坂本地区の生活移動を支援するため、８月の専決予算にて代替輸送を委託しておりますが、引き続き３月まで委託を延長するものでございます。次に、防犯灯設置事業（豪雨災害）２２万２０００円は、令和２年７月豪雨により被災し、住民が２割以上減少した自治組織が管理している防犯灯の電気料の一部を補助するものでございます。

総務費は以上でございます。

続きまして、公債費を説明いたします。

２４ページをお願いいたします。

下段の款１１、項１・公債費、目１・元金の３４５１万４０００円は、令和２年７月豪雨により被災した、かわまちづくり推進事業（令和元年度借入分）の繰上償還として３３７０万円及び先ほど諸収入で説明しました災害援護資金の早期返済に伴う繰上償還に係る経費８１万４０００円を補正するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で第２款・総務費及び第１１款・公債費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前１０時３６分 小会）

（午前１０時３６分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第８款・消防費について総務企画部から説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の黒瀬です。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

議案第１１４号・令和２年度八代市一般会計補正予算書・第１２号、２２ページをお願いいたします。中段の表を御覧ください。

歳出、款８・消防費、項１・消防費、目２・非常備消防費について説明いたします。

初めに、消防団整備事業（豪雨災害）について御説明いたします。これは令和２年７月豪雨により被災・流出した坂本方面隊の消防小型ポンプ積載車や活動服などの資機材・装備品の整備に係る経費３７４４万円について補正するものです。

次にその下、消防団整備事業のマイナス補正分ですが、当初購入を予定していた消防団の小型ポンプ積載車が、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に購入ができなくなりました。この事業は、繰越しできない石油貯蔵施設

立地対策等交付金を財源としており、その活用として年度内に購入可能な消防小型ポンプ7台に振り替えることとし、その差額538万7000円を減額するものでございます。

以上、消防費の説明とさせていただきます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 見送りになった消防の分は、ポンプ7台でもう相殺というか、新たに今度の交付金で車を購入するというのはないですか、事業の計画として。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 危機管理課、廣兼でございます。よろしくお願いいたします。

今回、財源が繰り越せないということで、普通積載車が買えないというところがありましたので、これはまた来年度にまた上げようというところになっております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時39分 小会）

（午前10時40分 本会）

◎議案第118号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第118号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○情報政策課長（早木浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）情報政策課の早木です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、議案第118号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

今回の補正予算でございますが、さきの7月豪雨により、ケーブルテレビの伝送路や施設設備が被災をし、7月4日からテレビ放送やインターネットサービスの提供ができなかったこと、また被災者支援の観点から坂本町の全域と泉町の一部の加入者に対し、7月以降のケーブルテレビとインターネットサービスの利用料を免除いたしましたので、その間の利用料収入が減少した分を、指定管理者であるテレビ八代株式会社へ補填をするため、お願いをするものでございます。

それでは、令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

今回は、第1条にありますように、歳入歳出の総額にそれぞれ454万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6381万6000円といたしております。

続きまして、内容について御説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

まず上の表、歳入でございますが、款4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金で454万6000円を増額し、2624万6000円といたしております。

次に下の表、歳出でございますが、款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・施設維持管理費、節21・補償、補填及び賠償金として454万6000円を増額し、1541万7000円といたしております。なお、利用料免除の内訳でございますが、坂本町で7月分は全世帯の1467件、8月が102件、9月以降が横様、市ノ俣地区の16件でございます。それから、泉町のほうは板木・保口地区の12件が対象になっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第118号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時43分 小会）

（午前10時44分 本会）

◎議案第123号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第123号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎でございます。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の1ページをお願いします。

議案第123号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和2年度八代市一般会計補正予算書・第10号で、9月定例会後に令和2年7月豪雨災害から早期の生活再建を図るための被災者支援に係る経費や新型コロナウイルス感染症の新たな支援対策等を行う必要から、令和2年10月2日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、5ページをお願いします。

第1条では、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9億8000万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ9億12億1530万円としております。

それでは、11ページをお願いします。

歳入を説明いたします。款10、項1、目1、節1・地方交付税で602万6000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１億４３８０万円を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症対策事業として実施する感染予防対策アドバイザー育成・派遣業務や予防対策支援補助金の対象事業所等を拡充して実施するための経費に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金では、１億４３８０万円を計上しております。これは先ほどの国庫補助金と同様に、県からの新型コロナウイルス感染症対応総合交付金でございます。

次に、目２・民生費県補助金、節１・社会福祉費補助金では、１億８８７万２０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨により被災した世帯の見守りや相談支援等を行い、被災者の早期の生活再建を図るため、八代市地域支え合いセンターを運営する経費に対して補助されるものでございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で、２億１１１万６０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨について、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の被災農業者支援型の適用が決定したことと、県において被災農業者の復興をさらに後押しするために、市町村と同率を条件とした最大２割の上乗せ補助を決定したことから、本市においても２割の上乗せ補助を実施し、令和２年７月豪雨災害により農業被害を受けた農業者が、農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設等の復旧や農業用機械等の再取得に要する経費に対する補助金でございます。

１２ページをお願いします。

款１７、項１・寄附金、目１・総務費寄附金、節１・総務管理費寄附金で６億４０００万

円を計上しております。これはふるさと納税の寄附金額が大幅に増額しており、当初予算の３億円に今回の増額分を加えた９億４０００万円を決算見込みとしております。

次に、款１８・繰入金、項１・基金繰入金、目１５、節１・財政調整基金繰入金では、６億３８万６０００円を計上しております。これは令和２年７月豪雨で被災した坂本支所庁舎から搬出した机、椅子、ガラス等の収集運搬及び処分に必要な金額を繰り入れるものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。１３ページをお願いします。

款２・総務費でございます。項１・総務管理費、目１・一般管理費では、ふるさと納税事業で３億円を計上しております。これは先ほど寄附金で説明しましたが、ふるさと納税の寄附金額が大幅に増額し、寄附金額に連動して発生する関連経費が不足するため補正するものでございます。

次に、目４・財産管理費では６億３８万６０００円を計上しております。これは先ほど基金繰入金で説明しましたが、令和２年７月豪雨で被災した坂本支所庁舎から搬出した机、椅子、ガラス等の収集運搬及び処分経費について補正するものでございます。

総務費は以上でございます。

続きまして、諸支出金を説明いたします。１４ページをお願いします。

下段の款１２・諸支出金、項１・基金費、目５・ふるさと八代元気づくり応援基金費では、２億９０００万円を計上しております。これは先ほど寄附金で説明しましたが、ふるさと納税の寄附金額を６億４０００万円増額予定としており、そのうち、寄附金額に連動して発生する関連経費に３億円、民生費の災害見舞金等支給事業（豪雨災害）に５０００万円を活用し、残る２億９０００万円を基金に積み立てるもので

ございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。

○委員（成松由紀夫君） ふるさと納税事業が3億の見込みから6億4000万アップ、増額というので、非常に担当職員さんも含めて頑張っておられるというような話は伝えは聞くんですが、これだけの増額の要因というのは、執行部ではこの金額も見て、3億が6億4000プラス、9億4000万ですかね。そこら辺の要因というか、どういうふうにつかんでおられるのかなというのを、ちょっとお聞かせ願えればと。

○観光・クルーズ振興課主幹兼観光振興係長（植田浩之君） 観光・クルーズ振興課の植田でございます。よろしく願いします。

今、委員お尋ねの増額の要因でございますけれども、昨年9月からですね、財政課のほうから観光の業務が観光課のほうにですね、このふるさと納税業務が移管しまして、担当者を配置したところです。担当者のほうがですね、登録事業者のほか、市内の様々な分野の協力事業者さんのほうに訪問をいたしまして、この制度についてですね、丁寧に事業の説明を行ったところです。これによりまして、お礼の品、返礼品というところがございますけれども、こちらに御理解、意識向上というところを図れましたことから、幅広いお礼の品を登録することができたことが要因の一つと考えております。

これによりまして、八代市の返礼品数、また魅力向上というところですね、全国の寄附者からの寄附額が増額となったと考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 執行部もなかなか自画自賛というのはしにくいんでしょうけれど

も、幅広い返礼品が云々という努力をされたということですが、大変市民の方々からも、何か評判を聞くといい話が多いのでですね、執行部がとにかく頑張っておられるんだなというのは思っておりましたが、返礼品の数が増えたということよりも、やはり担当課の職員さん方の努力と思うんですね。

今、担当を置いて丁寧に回っていったという、当たり前のようで、なかなかできないようなところを丁寧に丁寧にやっていった結果、これだけの増額をされたというのは、非常に執行部の奮闘には、コロナに始まり、被災もしながらですね、大変な時期ではありますが、これだけ結果を出しているということには敬意を表したいと思います。ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） それは意見ですね。

○委員（中村和美君） 関連ですけど、この応援基金、これは3割、お礼で今、しよつとか。寄附に対してのお礼金額。

○観光・クルーズ振興課主幹兼観光振興係長（植田浩之君） 委員お尋ねの3割ということでございますけれども、はい。ふるさと納税制度で寄附金、例えば、1万円頂く場合にですね、3割程度のお礼の品というところが当たるというところでございます。

以上です。（委員中村和美君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第123号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

(午前10時55分 小会)

(午前10時56分 本会)

◎議案第129号・八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第129号・八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長(濱田浩介君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 人事課、濱田でございます。

議案第129号・八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○理事兼人事課長(濱田浩介君) 議案書のほうは25ページからになります。また、説明につきましては、右肩に議案第129号関係資料とあります資料を使って説明させていただきます。

まず、1.改正の趣旨でございますが、地方公務員法等の改正により、令和2年4月に創設された会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その任用実態に即した方法によりサービスの宣誓を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、2.改正の概要でございますが、会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法の適用があるため、条例の規定に基づきサービスの宣誓を行う必要があります。

そのため、本年度は各課かい長の面前において、宣誓書への署名を行っております。

しかし、今回、国からの通知により、任免権者等の面前での宣誓書への署名を要さず、署名をした宣誓書を提出することで足りるとすることが示されました。

また、再度の任用時においては、会計年度任用職員の任用手続の簡素化を図るため、さきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすことができるとも示されております。

これらを踏まえ、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができる旨を追加するものであります。

令和3年度以降につきましては、各課かい長の面前での宣誓書への署名を要さず、署名した宣誓書を提出することで足りるものとする。同一の職員につき、再度の任用を行った場合は、さきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすといった取扱いをしていくこととしております。

最後に、3.施行日でございますが、令和3年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより

採決いたします。

議案第129号・八代市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前10時59分 小会)

(午前10時59分 本会)

◎議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○納税課長(岩崎伸一君) こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)お世話になります。納税課長の岩崎と申します。隣は、債権対策室長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○納税課長(岩崎伸一君) それでは、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきますと存じます。

議案第130号関係資料を御覧いただきますようお願いいたします。

議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合の見直しが行われたことに伴い、地方税に準じて地方自治法に基づき徴収する分担金、使用料、手数料等の市税外収入金に係る延滞金の割

合について、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について説明させていただきます。

地方税法において、これまで延滞、猶予、還付加算の割合を特例で定める際の特例基準割合が、延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合と分けて名称が改正されたことから、条例附則中の文言を改めるものでございます。

また、地方税法において、延滞金の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と名称が規定されたことから、同じく条例附則中の該当部分の文言を改めるものでございます。

その下の表は、延滞金の割合の計算方法を示した表でございます。延滞金の割合は大きく2種類ございまして、上段は納付期日の翌日から1か月を経過した日以後の延滞金、下段は納付期日の翌日から1か月を経過する日までの延滞金でございます。下段の延滞金は、早期納付を促すための軽減割合を示しております。

これらは、通常上段は年14.6%、下段は年7.3%と法定されておりますが、実際に適用されるのは特例割合でございまして、改正前の特例基準割合プラス7.3%が、改正後は延滞金特例基準割合プラス7.3%となり、下段の特例基準割合プラス1%が、改正後は延滞金特例基準割合プラス1%となるところでございます。

それでは、特例基準割合と延滞金特例基準割合の違いについて、表の下の方を御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

改正前の特例基準割合は、銀行が貸出しを行う際の金利を平均した割合に年1%を加算した割合でございます。

改正後の延滞金特例基準割合も、同じく銀行が貸出しを行う際の金利を平均した割合、これを新たに平均貸付割合とし、それに年1%を加

算した割合となります。

よって、結論としては、本条例については用語が変わるだけで、計算割合は変わらないこととなります。

なお、本年及び来年の延滞金の割合を具体的に御説明させていただきます。銀行の貸出金利を平均した割合は、財務省告示で0.6%とされておりますので、特例基準割合は1%を加えた年1.6%となっております。よって、令和2年中の納付翌日から1か月経過以後の割合は、1.6%に7.3%を足した年8.9%であり、1か月経過するまでの割合は1.6%に1%を足した年2.6%でございます。

また、新たに示されます平均貸付割合は0.5%と告示されましたので、令和3年中の適用割合はいずれも現在より0.1%低くなる見込みでございます。

続きまして、資料の2ページをお開き願います。

こちらは新旧対照表となっておりますが、これまで説明させていただきました内容と重複いたしますので、大変失礼ながら割愛させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方

の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して4件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

-
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

(八代市協働のまちづくり推進計画(案)の策定委員会からの報告について)

○委員長(橋本幸一君) それでは、八代市協働のまちづくり推進計画(案)の策定委員会からの報告についてお願いをいたします。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、八代市協働のまちづくり推進計画(案)の策定委員会からの報告について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) 資料につきましては、八代市協働のまちづくり推進計画(案)の策定委員会からの報告についてと書かれております冊子1部でございます。ございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、説明させていただきます。

御存じのとおり、本市では、八代市協働のまちづくり推進条例を昨年8月に施行いたしました。そして、この条例を具現化し、実効性を確保するための実施計画を策定する必要が生じたところでございます。

そこで、具体的な方策などを検討し、計画の素案を作成していただくために、昨年8月に八代市協働のまちづくり推進計画策定委員会を設置し、計画案の作成に取り組んでいただいたところでございます。

今回、計画案がまとまり、12月3日に策定委員会の森山会長と徳田副会長より中村市長に御報告をいただいたところから、本日、その内容について御報告いたすところでございます。

なお、計画案の策定後、早い時期の報告書の提出を予定されておられましたが、新型コロナや7月豪雨の影響によりまして、延期になって

いたところでございます。

それでは、具体的な計画案について説明させていただきます。

資料をお願いいたします。

まず、先に27ページをお開きください。

こちら、策定委員会の委員の名簿が記載されております。学識経験者、関係団体の代表、公募の市民の方など、様々な分野、様々な地域の方々20名で構成され、会長を熊本高等専門学校^{（注）}の森山学教授にお願いしたところでございます。3回にわたって会議を開催していただき、意見を交換していただきました。一言一句、イラストの位置などについてまで詳細に検討いただいたところでございます。

それでは、報告書の頭に戻っていただきまして、3ページのはじめにというところをお願いいたします。

この計画案は、3つの視点に基づいて策定されています。1つ目は、社会計画の視点です。

これは八代市、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体などのそれぞれの役割を明らかにしようという視点です。2つ目は、目的・目標明確化の視点です。これは各主体が共有すべき、目指すべき、まちのあるべき姿。目的や目標を明らかにしようという視点です。そして、3つ目は、マネジメントの視点です。これはPDCAサイクルを活用した推進体制をつくっていくという視点になります。

4ページに目次がありますが、これら3つの視点は、それぞれ第1章、第2・3章、第4章で対応しております。

第1章は、八代市にとっての協働のまちづくりとは。第2と第3章には、推進計画の内容。第4章が推進体制となっております。

では、5ページの第1章から説明させていただきます。

八代市にとっての協働のまちづくりは、5ページの3段落目になりますが、協働のまちづく

りとは、各主体が目的を共有し、連携・協力しながら自分たちの暮らしやすいまちをつくるために取り組むことによって、様々な地域課題の解決や公共サービスの提供を可能とし、最終的には安らぎと活力のある地域社会の実現を目指すものと定義づけられております。

6 ページには、こうした協働のまちづくりを進めるに至った4つの背景が記載してあります。1つ目は、多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題。2つ目は、厳しい地方行財政。3つ目は、まちづくりの担い手不足。4つ目は、分権型社会の進展というものです。それぞれの背景が抱える課題を解決していくために、協働のまちづくりが必要ということになります。

次に、7 ページでは、ここでの協働のまちづくりのイメージはどういったものか図で示されています。

八代市にとっての協働のまちづくりの目的は、八代市協働のまちづくり推進条例に掲げてあります安らぎと活力のある地域社会の実現です。この目的を実現するために、市民等、事業者、行政が協力して協働のまちづくりを行います。協力の在り方がどういったものかということが、市民の立場、行政の立場から図で示されているところでございます。

図の②から④に当たる広い範囲での協働が、協働のまちづくりの領域と位置づけられているところでございます。

8 ページからは各主体の役割が示されていますが、このことは既に条例に書かれている内容になります。市民の役割は条例第4条に書いてありまして、同様に地域協議会の役割、事業者の役割、市民活動団体の役割、市の役割が記載してあります。

また、ここで掲げた主体以外でも、学校や非営利の事業者、また国や県なども主体と考えられるところです。ここまでの社会計画の視点に

基づいて説明してあるところになります。

少し飛びまして13ページをお願いいたします。

第2章に入ります。第2章は、本計画の内容について記載してあります。

まず、計画期間です。計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間になります。この計画の位置づけにつきましては、第2次八代市総合計画を踏まえて、八代市協働のまちづくり推進条例を具体化するものとして位置づけられています。また、各分野の個別計画とも、整合性を図りながら推進していくことになります。

14ページのほうには、本計画の目的と目標が書いてございます。繰り返しになりますが、本計画の目的は、安らぎと活力のある地域社会の実現です。

この目的を達成するために、2つの目標が掲げてあります。1点目は、市民等が地域や市政に関心を持ち市民活動・行政活動に積極的に参画する。2点目は、多様な主体同士が連携・協力し、地域課題の解決に向けて取り組むというものです。これら2つの目標に向けて、どのように具体的に取り組んでいくかが、次の15ページに書いてございます。

具体的な取組としまして、4本の柱が掲げられています。まず、柱1、情報の発信、柱2、人材の発掘・育成、柱3、地域自治の活性化、柱4、拠点施設の活用・整備です。

16ページでは、これまで述べられている目的、目標、計画の4本の柱についての関係性を表にまとめられています。1つ目の目標に対しては、柱1・柱2の2つの計画を立て、2つ目の目標に対しては柱3・柱4の計画が立てられたということになります。

次の17ページからは4つの具体的な推進項目が記載されております。

まず、柱1、情報の発信ですが、地域活動や

協働のまちづくりの情報、市政の情報を様々な媒体で発信していくということがここに書いてあります。この5年間では、発信に重点を置いています。この項目には、お互いの意見交換という項目も含まれております。

例えば、上から2つ目の情報交換会の開催は、地域協議会や市民活動団体がその活動内容を周知・発表する場として開催するものです。また、一番下の多様な参画機会の提供。これは市が担い手となり、住民説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケートなどで多様な参画機会の提供をするというものになります。

続いて柱2、人材の発掘・育成です。まちづくりの担い手の発掘やリーダーの育成を図っていきます。特に2段目の次世代のまちづくり担い手の育成では、若い世代を育てていこうということが書いてあります。世代間交流や職場体験、ワークショップなどを通してまちづくりを理解してもらう。そして、次世代の担い手の育成を図るということです。

次の19ページは、柱3、地域自治の活性化です。

ここでは、地域自治が活性化するための環境の整備や各個人の参加意識の向上について書いてありますが、多くの項目で、各主体の連携について触れられています。上から2つ目の人的ネットワークの構築、上から5つ目の既存団体との連携、その下の地域と教育機関の連携、一番下の支所との連携による地域振興というように、各個人の参加意識の向上にとどまらず、連携していくことが住民自治の活性化にとって、とても重要になると報告がされています。

また、ページの中ほどで各団体の財源についても4つの項目が挙げられています。

この中で、提案型協働事業の活用という項目があります。これは地域協議会や市民活動団体が事業者等に対し、まちづくりに関する事業を提案し、資金を投資してもらうなど提案型協働

事業の活用を図りますといったものです。こういったことができれば、より活性化が進んでいくのではないかと提案がされているところです。

続きまして、20ページ、柱4です。柱4は、活動拠点の活用・整備です。これはコミュニティセンターの積極的な活用や整備を図るというものです。ここでは、コミュニティセンターのハード面とソフト面について書いてございます。

例えば、ハード面では上から3つ目、コミュニティセンターの整備で、老朽化への対応や改修・修繕が挙げられています。ソフト面でいいますと、コミュニティセンターに関する情報の充実が挙げられます。ここでは、ホームページ上にコミュニティセンターを含む市の施設の専用サイトを設けるなど施設利用に関する情報を集約し、分かりやすく提供しますと書いてあります。コミュニティセンターの利用が促進されるように分かりやすく情報をまとめる必要があるのではないかとということでございます。

次に、21ページ、第4章計画の推進体制です。PDCAサイクルで推進していくということが大きな図で示されています。特にチェック・アクションを行う機関といたしまして、仮称ではありますが、協働のまちづくり推進委員会を設置し、ここで検証するということが示されています。

最後の22ページは、計画を御覧になられた方がまちづくりに参加しやすいように、その手法などをコラムとして掲載されたものです。

以上、推進計画（案）の報告書の内容について、3つの視点に基づいて説明させていただきました。

最後に、計画策定までのスケジュールですが、今後、この計画案を基にパブリックコメントや地域協議会などを通じた市民の皆様のご意見と庁内の策定部会などの市内部の意見を踏ま

え、また、改めて策定委員会の森山会長、徳田副会長にも相談をしながら、必要な修正を行い、来年3月には八代市協働のまちづくり推進計画を策定したいと考えております。

以上で私の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。素晴らしい協働のまちづくり推進計画（案）ができていうふうに思います。それで、基本はPDCAですね。5か年計画という中で、先ほどちょっと説明がありました検証と改善・改良。このスパンですね。スパン。例えば、本当はもう5か年計画ですから、恐らく1年に1回かなと思うんですが、検証のスパンはどのぐらいを考えておられるんですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 5年間の計画の中で、1年に1回の検証スパンを一応考えております。ただ、こちらにつきましては、一応先ほど御説明いたしました、推進の委員会のほうの開催は1年に1回ということですが、個別の事業内容については各担当課等と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員（太田広則君） そうしますと、例えば、そういった中で変更、改良点が出てきたときには、都度、例えば、委員会に報告とかというものはあるんですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 今後、計画のほうの策定をきちんといたしますが、計画自体は5年間、特に見直す予定はございません。ただ、こちら以外にですね、各八代市の事業、その他、また地域それぞれの事業をですね、資料として、今後の検証をするための資料をつくりたいというふうに考えておりますので、その中で、また委員会等で御説明する機会があれば説明させていただきたいとい

うふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） この市民協働のまちづくり推進計画で、一時はですね、まちづくり協議会を持っていくときに、住民自治協議会で、各地域、校区と行政がうまくいってない時期がありましたですね。その中から、ようここまでの、また、今、太田委員が言われたPDCA、これが一番重要になってくると思うんですけれども、かなりコミセンの整備も含めて丁寧な、遠山課長以下しっかり対応されて、大分これはグリップしてきたんじゃないかなというふうに思うんですが、その中でこの補助金、交付金の活用、各種補助制度の活用、この辺の先ほど4つほど言われた部分、その部分が非常に末端浸透、以前はしてなかった部分も不信感の一つだったんですよね。

市がいろいろと情報提供してくれんとか、補助金制度のアドバイスがないとか、話を聞いたふりして本当に聞いとるのかいというようないつときの不平不満が、もう六、七年になりますかね。その当時の部分で、今日ここに網羅してあつとですけど、この補助金制度の活用のつなぎ方、地域との。それが今、できとると思うんですけど、信頼回復、大分されてるんですが、今後もどういう形でその周知についてとか、地域の相談の対応というのは、イメージ的にはどんな感じで考えておられるのか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 補助金制度等につきまして、なかなかですね、住民の方に周知ができてないということだと思いますが、ちょうど開けていただいて19ページの下のところ、地域アドバイザーということで吹き出しが書いてございます。こちらにつきまして、以前から制度自体はあったんですが、なかなかですね、この地域アドバイザ

一の制度自体が、それぞれ校区ごとで対応が違ったりとか、また、支所管轄では支所のほうから願う分もあるもんですから、行き届かない部分もあったかというふうに聞いております。ただ、私ども今、仮設庁舎のほうにありますが、やっぱり地域におりますのは、この地域アドバイザー、やはりコミセン、出張所の職員ということになりますので、そちらをきちんとですね、使いながら住民の方に説明をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） はい、了解しました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかになければ、以上で八代市協働のまちづくり推進計画（案）の策定委員会からの報告についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前 11 時 25 分 小会）

（午前 11 時 26 分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（新市建設計画の変更について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、新市建設計画の変更についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。新市建設計画の変更について御説明いたします。着座にて説明します。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） すいません、分かりやすくまとめた概要版にて説明します。A3 縦の資料であります八代市新市建設計画の変更についてを御覧ください。

まず、1、これまでの経過についてです。新市建設計画につきましては、平成 17 年 3 月に当時の八代地域市町村合併協議会におきまして策定された計画となっております、当初は平成 17 年から平成 27 年度までの 10 年間の計画でございました。その後、平成 24 年 6 月に改正されました東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律によりまして、起債発行期間が 5 年間延長されたことに伴いまして、平成 27 年 3 月に、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の期間の延長を行って、15 年間の計画となりました。

次に、2、計画変更の趣旨を御覧ください。

平成 28 年に発生しました熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大などによりまして、計画の実施に支障が出ている状況を踏まえまして、平成 30 年 4 月に再度法改正が行われまして、合併特例期間の起債発行期間をさらに 5 年間延長し、20 年間の計画とすることが可能となりました。

本市の合併特例債の発行状況につきましては、これまで環境センター建設事業や新庁舎建設事業などの大型事業に充当してきております。今年度 6 月補正予算までの時点で、ハード事業の起債可能額 402 億円に対しまして、発行予定額が 293 億円、残る発行可能額は 108 億円となっており、合併特例債を活用する余地はまだ残されている状況となっております。

このようなことから、合併特例債を活用できる期間を最大限確保するとともに、市の均衡ある発展を引き続き推進していくため、今回、計画期間の延長に伴い、2 回目の変更を行うものでございます。

次に、3、計画変更の範囲を御覧ください。

新市建設計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、合併前である平成 17 年 3 月に、当時の合併協議会で策定されておりました、その後、八代市へ引き継がれた計画となっ

ております。

合併特例法におきましても、建設計画の策定主体は合併協議会となっております、その変更にあたっては、合併時に定められた計画の趣旨や内容を尊重する必要があります。

そのため、下の例にも記載してありますとおり、合併の必要性や地域の状況及び新市づくりの理念など、合併当時の視点から見た将来ビジョンについては変更しないこととしておりまして、前回の変更時と同様に、計画期間の延長や主要指標等の見直しといった、必要最小限の部分を変更しております。

さらに、昨今の社会経済情勢の変化に伴いまして、新たな政策課題も発生しておりますので、合併特例債のより柔軟な活用が図られますよう、社会経済情勢の変化に対応するための取組の追加も併せて行っているところでございます。

次に、4、主な変更内容を御覧ください。

まず、1、計画期間につきましては、合併特例債の発行期間に合わせまして5年間の延長としまして、令和7年度までの計画としております。

次に、2、主要指標の見直しにつきましては、将来人口や世帯数など主要指標及び新市財政計画について、計画期間の延長に合わせた見直しを行っております。なお、新市財政計画につきましては、11月に開催されました全員協議会におきまして、財務部より八代市中期財政計画が説明されておりますので、詳しい説明は省略させていただきます。

次の3、社会・経済情勢の変化への対応につきましては、7月に発生しました豪雨災害の対応として、災害に強く多様なまちづくりを推進していくため、主要事業に国土強靱化事業の推進や坂本地域復旧・復興事業などの追加を行っております。また、新たな政策課題への対応としましては、SDGsを見据えた計画の推進と

新型コロナウイルス対策として新しい生活様式の実践を追記しております。さらに、Society 5.0時代の足がかりとしまして、デジタルトランスフォーメーションにつきましても推進していくこととしております。

最後に、5、今後のスケジュールについて説明します。

11月までに、県との事前協議が済み、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。パブリックコメントにつきましては、今月の23日までの実施としておりまして、そこで寄せられた意見等を踏まえまして、今月末頃に県への正式協議を提出し、来年1月までに県との協議を終えることとしております。また、新市建設計画の変更につきましては、議会の議決を経る必要がございますので、3月議会に上程させていただくこととしております。

以上が新市建設計画の変更の概要となります。経過と内容の詳細につきましては、新旧対照表や計画本編（案）を添付しておりますので、そちらで御覧いただければと思います。

以上、新市建設計画の変更についての説明でございまして、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） この新市建設計画、非常に私はすばらしいものができているのではないかなというのがありますし、変更内容の部分をですね、意外とああでもない、こうでもないということで議会からも指摘が変えたら変えたで言われるところがあるところはあるんですが、今、これ分かりやすく、今、福本課長の説明でも、要するに主な変更内容の部分では、新たな政策課題、社会・経済情勢の変化の部分でSDGsとか、Society 5.0——4.0から5.0というのも橋本委員長の質問で明らかになった部分も、本会議でですね、非常に分

かりやすかった部分なわけですが、ここら辺の Society 4.0、我々が4.0から5.0を経験した一番の世代の中で、ビッグデータとか、AIとかという部分をこれまでなかった新たな価値をこの計画の中に落とし込んでいるという、非常に難しいような、そうしていかないかん、柔軟性を持ってその社会情勢に対応せにゃいかんというような部分もあると思うんですけど、説明としては非常に分かりやすかったんですが、その主な変更内容についての担当課の見解というか、あとまた、この計画の中で一番の売りというか、変更の分です、こういったところが言いたいんですよというようなところがあれば、ぜひ教えていただきたいなと。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） ありがとうございます。先ほどもございましたとおり、今回の分につきましては、新しい部分の中で、Society 5.0とか、SDGsを見据えた計画ということになっておりますけれども、この後にも御説明します、八代市まち・ひと・しごと総合戦略、そういった部分のですね、具体的な取組あたりも対象として、この新市建設計画の事業として捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 今、SUNABACOさんのほうで、市の職員さん方が非常に勉強されておられますですね。そういう意味でいうと、議会のほうもやっぱり勉強していかんと、なかなか難しいところが出てくるんじゃないかなというのはありますし、令和3年の予算編成の大綱で、自民党、公明党両党で出ている部分も、まず最大のチャレンジがデジタル化というところで云々というのが、12月10日、出てますですね。

そういうところも含めて、ちょっと議会のほうに勉強会なり、全体としての周知みたいなものは、今どういうイメージでおられるのかなと

というのが、部長もおんなっけんで、次長あたりでどういう。議会の勉強会というか、周知というか、ちょっとお願いせんといかんようになるのかなというようなことはあるんですが、イメージとしてはどんな感じか。答えられる範囲で結構ですから。

○総務企画部長（丸山智子君） 総務企画部、丸山です。

今、委員のほうからですね、今後のデジタル社会を見据えたところでですね、市の方針、今、議会等も含めて全庁的にということでのお尋ねかと思えますけれども、今回、一般質問で市長もですね、長期ビジョンを見据えたというところでですね、八代市としては、スマート社会を目指していくというところで答弁いたしております。

その中心となるものが市役所だというような形でお答えもしておりますので、当然執行部と議会と両輪ということですね、進めていっているところでもございますし、このスマートシティへ向けてというのは市全体の取組として進めていく必要がございますので、今から具体的なところは取りまとめていくというのが正直なところではございますけれどもですね、ぜひその際はですね、細かいところもいろいろ御相談させていただきながら一緒に進めさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 今、部長からも本当ありがたいお言葉でもありますし、この新市建設計画、それとスマートシティ、その中で一番多分肝になってくるのが、このSDGsとか、特にSociety 5.0時代というようなことにもなってくると思うので、ぜひ議会も一緒になって勉強をしていく場面をつくっていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） 個々の政策については、これから後の報告もごさいます。これについては、ある程度合併特例債の使途について新市建設計画が必要ということで、そのことを念頭に置いて質問等を願いたいと思います。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で新市建設計画の変更についてを終了いたします。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（第２期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、第２期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。

第２期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定について御説明をします。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） まず、概要版で御説明いたします。資料１の八代市における定住自立圏の構想の推進を御覧ください。

定住自立圏構想について御説明いたします。

定住自立圏構想とは、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれる地方圏におきまして、大都市圏への人口流出を抑制するとともに、大都市圏から地方圏への人の流れを創出することを目的としております。そのため、近隣市町村が連携・協力することで、その圏域において相互に役割分担をして、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策でございませう。

この取組は、中心市による中心市宣言に始まり、連携する市町村による定住自立圏の形成協

定の締結を経て、具体的な取組を記載する定住自立圏共生ビジョンを策定するという流れになっております。

次に、第１期の共生ビジョンの策定までの経緯を御説明いたします。

八代市・氷川町・芦北町定住自立圏では、まず、八代市が平成２６年９月２５日に中心市宣言を行いまして、圏域の生活機能の確保について、中心的役割を果たすことを意思表明しました。その後、翌年の平成２７年３月に氷川町と、また、平成２８年３月には芦北町と定住自立圏形成協定を締結いたしました。

第１期の定住自立圏共生ビジョンは、まず、平成２７年１１月に氷川町と策定し、１年後の平成２８年１１月に芦北町が加わり、改定しております。また、その半年後の平成２９年３月に、共生ビジョンの中に、成果指標（ＫＰＩ）の設定を行っておりまして、これが、現行の八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンとなっております。

次に、資料②の１を御覧ください。

共生ビジョンにおきましては、成果指標を設定し、進行管理を行うことが求められ、その達成状況等を踏まえた施策事業のＰＤＣＡサイクルを構築することとなっております。

こちらは、第１期定住自立圏共生ビジョンの基本目標の進捗状況をまとめた資料で、計画期間５年間のうち４年間の実績でございませう。全体的な進捗状況を申し上げますと、全２０件の半数となる１０件が目標を達成しておりまして、また、１５％となる３件が目標達成に近づいております。

次に、資料②の２をお願いいたします。

こちらは、各事業の成果指標の進捗状況につきまして、まとめた資料でございませう。全体的な進捗状況を申し上げますと、４年間で全６０項目のうち３分の１となる２０件が目標を達成しておりまして、また２０％となる１２件が目

標達成に近づいております。それぞれの個別の計画につきましては、次ページ以降に記載しております。

続きまして、第2期定住自立圏共生ビジョン（素案）について説明させていただきます。

まず、資料①の1、A4の資料の1枚目でございます。定住自立圏共生ビジョン掲載事業（取組）数の推移を御覧ください。第1期と第2期の共生ビジョンに掲載する事業数、施策数につきまして、比較した一覧表でございます。裏面の2ページの一番下の表を御覧ください。

第1期の共生ビジョンの事業数は51となっておりまして、圏域全体で取り組む事業数は12事業しかなく、全体の23.53%となっておりまして。そのため、今回の第2期の共生ビジョンの策定に当たりましては、圏域全体の共生ビジョンであること、また、成果指標の進捗状況を念頭に置きまして、次の2点において整理・集約を行いました。

まず1点目は、第1期での個別事業単位を第2期では施策レベルにしました。再度1ページの表を御覧ください。表ですね。

具体例としましては、政策分野、教育を御覧いただくと、第1期では、5、図書館利用促進事業（氷川町）と、6、図書館利用促進（芦北町）の2つの事業を掲げております。第2期では、2つの事業を整理・集約しまして、1、圏域内の図書館の相互利用の促進としております。

すいません、再度2ページの裏面を御覧ください。政策分野で地域公共交通を見ますと、第1期では、本市と氷川町で取り組む1、生活交通確保維持事業、また、本市と芦北町で取り組む、2、地域交通確保維持事業と2つの事業を掲げておりました。しかし、第2期では、施策レベルとして整理・集約しまして、1、地域公共交通維持確保事業としまして、圏域全体で取り組む事業として整理・集約してお

ります。

2点目としましては、共生ビジョンに取り組む内容を精査して整理しております。

すいません、再度1ページ表面を御覧ください。

具体例としましては、第1期共生ビジョンでは、政策分野の教育の1、八代市・氷川町中学校組合事業、政策分野のその他の2、八代広域行政事務組合事業、5、八代生活環境事務組合、6、八代生活環境事務組合（塵芥）を掲げておりました。しかしながら、これらの事業は、一部事務組合に関する事務となっております。

御承知のとおり、一部事務組合は、複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織でありまして、特別地方公共団体として、議会や監査委員なども設置されておりまして、独立した機関でございます。

このことから、共生ビジョンで取り組む事業には適さないとの考えから、第2期の共生ビジョンには掲載をしないという整理をいたしております。

これと同様に、各種協議会、期成会などの事業につきましても、それぞれの組織で目的・目標を持って設置され、独立した組織ですので、共生ビジョンでの取組には適さないとの考えから、第2期共生ビジョンでは整理し、削除したところでございます。

その結果、掲載事業数・取組数は51から22と減少したものの、圏域全体で取り組む数としましては、事業数12から取組数17に増加しまして、圏域全体で取り組む割合も23%から77%に上昇しました。

それでは、再度A3判の資料1、八代市における定住自立圏構想の推進を御覧ください。

下の部分の第2期定住自立圏共生ビジョンの概要でございます。全22の取組を体系図にし

ております。

国が定める定住自立圏構想推進要綱の中で、定住自立圏形成協定に定めることとされている3つの視点がございます。

まず、1、生活機能の強化、2、結びつきやネットワークの強化、3、圏域マネジメント能力の強化でございます。赤で新と掲載しておりますのが、第2期の共生ビジョンの新しい取組となります。取組の数が全22ございますので、この新規の取組のみ御説明いたします。

まず、⑨誘致企業との連携による地域課題の解決の推進でございます。この取組は、圏域内の誘致企業と連携して、産業の活性化、地域福祉など、地域課題の解決を図るというものでございます。

次に、⑩圏域内産業の魅力創出及び人材育成・マッチングです。この取組は、コワーキングスペースや移住の拠点整備など、多拠点の居住を取り込むなど、関係人口を創出する取組を実施するものでございます。企業誘致、事業創出、人材育成などの多様な取組となります。

次に、⑫多文化共生社会の推進でございます。この取組は、圏域内の外国人住民の数は年々増加傾向にございます。日本人住民との相互理解を深め、互いに住みやすいまちづくりを目指す取組でございます。

次に、⑬地域防災力の強化でございます。今回の豪雨災害による経験なども踏まえまして、圏域内の地域防災力の強化を図ることを目指して、1市2町での合同での取組を実施していくものでございます。

次に、⑯収穫体験等を活用した交流人口の拡大の取組でございます。農林水産物を観光素材として捉え、収穫体験等を提供する取組でございます。既に八代市では実績がございますので、観光素材として圏域内の情報を共有する取組へと広げていくものでございます。

次に、⑰圏域情報の発信に関する取組です。

この取組は、それぞれの広報誌を活用しまして、イベント等の紹介を相互に掲載しまして、交流人口の拡大や地域住民に定住自立圏の周知を図るものでございます。

次に、⑱外部人材等活用の取組では、主に地域おこし協力隊の確保を想定した取組としております。芦北町には既に5人の協力隊員が活躍されているという実績もございます。それらのノウハウを圏域で共有しまして、より多くの外部人材の力を活用したいと考えております。

次に、⑳ICT利活用の共同研究でございます。国におきましてもデジタル庁の創設などが検討されておりますが、ICT技術の利活用について圏域全体で研究に取り組み、事業の実施につなげることを目的とするものでございます。

以上、駆け足でございますが、資料の説明を終わります。なお、今後の事務作業ですが、現在12月3日より1月5日までパブリックコメントを実施しております。

今後、本委員会で御審議いただきました内容、パブリックコメントでお寄せいただいた御意見等を踏まえまして、共生ビジョンの最終（案）を作成してまいります。その後、来年2月の予定としておりますが、1市2町の首長懇談会を実施いたします。その首長懇談会で新しい共生ビジョンに沿いまして、今後5年間連携し、持続可能な圏域の創出に取り組むことを確認しまして、策定としたいと考えております。

以上が第2期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 新しい取組に対して、数を減らされている部分で、資料①の1の2ページ目、地域公共交通のこの分が、1期目では具体的に3つ挙がっていたんですけど、これ、

1つに取りまとめられるということで、地域公共交通の確保と維持に取り組むというのにされるということで、これは沿線自治体の共生ビジョンというところからいくと、おれんじ鉄道は非常に大事なところであるというふうに思うんですが、これは一つの地域公共交通の確保維持の取組に包括されたという意味でよろしいんでしょうかね。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 肥薩おれんじ鉄道につきましては、本市でも重要な交通機関ということは認識しております。この中で氷川町という部分の中で、この肥薩おれんじ鉄道という部分の関係性がない中で、今回ですね、大きく、この中から捉えて、地域公共交通維持確保事業というふうに捉えておりますけれども、肥薩おれんじ鉄道につきましては、また活性化協議会という部分で、その協議会を持っております。芦北町、津奈木町、それと水俣市、そちらの方面で協議をしていくという部分の中で、なかなか氷川町と連携がちょっと薄いという部分がありまして、今回のこの中からはですね、一部抜いている状況でございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（太田広則君） 関連して。さっきの交通もそうですが、図書館利用も相互利用という、具体的には例えばどういうふうな。何かちょっとぴんとこないみたいな。分かるんですけど、具体的にはどういう利用促進なのか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それぞれの自治体で図書館を持っております、その住民が地域住民というか、自治体住民だけの利用というだけでなく、例えば、芦北町の高校生が八代市に通っている。八代市の住民じゃないからなかなか使えないという、そういう部分があるかと思っておりますけれども、そういう部分をな

くすためには連携しまして、どんどんお互いに相互連携をする。使っていい。どんどん学生さんも使っていいし、住民の方も使っている。そういう取組をお互いにしてる状況でございます。

○委員（太田広則君） 今、あんまり現状がね、はっきり、どんだけのハードルがあるのかというのが分かってないもんだから、あれなんですけど。一応相互利用ということで、例えば、何か共通券とかそういうのを考えているんですか。何かそういうのはないですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それぞれの中ですね、図書カードというのは出しております、八代市においても図書カードというのを出しております。それを八代市民だけではなくて氷川町の方、芦北町の方にもその図書カードというのを出すということになって、図書館の利活用を図っていただきたいという事業でございます。

○委員（太田広則君） もう一点いいですか。ちょっと非常に心配してるんですけども、やるべき仕事が、さっきのね、新市建設計画もそうですけど、令和7年のこの5か年計画、企画政策課が主体にしてやられてますが、総務企画部と思っておりますけれども、マンパワーは足りてるんですか。仕事量物すごく多いと思いますが、その辺非常に心配しております。すばらしい計画案があるがゆえに、やるべきことがたくさんあるんじゃないかな。私が、もしこの仕事をね、やろうとしたとき、相当の仕事量だと思って心配して聞いています。マンパワーは足りていますか、大丈夫ですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 御心配ありがとうございます。現段階ではですね、皆さん、職員の方が頑張っていただいておりますし、部長、次長からも的確な指示をいただいているところでございます。

以上です。（委員太田広則君「頑張ってください」）

さい。これから頑張ってください。大変だと思います」と呼ぶ）（笑声）

○委員長（橋本幸一君） ほかになれば、以上で第2期……。

○委員（中村和美君） ちょっと意見ですけど、資料1のほうの、今、言った地域防災力の強化というのがありますけど、今、非常に、1市2町非常にうまくやっておられて、芦北町なんか企業誘致なんかみんなで順調にいきよるようでございますが、この地域防災は、本地球磨川を挟んで芦北町も被害を受けたところでございますが、一段とですね、早く減災、そして、被災者の皆さん方を助けるということも、ぜひ3町力を合わせてですね、一日も早く解決をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） 以上で第2期八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンの策定についてを終了いたします。

あと3本ありますが、そのまま参りますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。

それでは、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明をいたします。着座にて説明します。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） まず、八代市人口ビジョン（案）から御説明します。

概要書にて説明いたします。別紙八代市人口ビジョン（案）の概要、A3の紙を御覧ください。

い。

八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりましては、本市における人口の現状を分析しまして、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を考慮するとされております。

国においても同様に、長期ビジョンを掲げておりまして、何も対策を講じなければ、2060年の人口は8674万人程度まで減少すると推計されておりまして、1億人程度を確保するというのが地方創生の目標でございます。

そこで、本市におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を実践しまして、減少する人口を増やすことまではできませんが、緩やかな減少にする人口ビジョンを策定しております。

まず、左上1番、人口ビジョンの改訂についてでございます。薄い水色が平成22年の国勢調査人口を基にしまして、国立社会保障・人口問題研究所が推計したものでございます。

薄いピンク色が、前回5年前に策定しました八代市人口ビジョンでございます。2040年時点で、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を9200人上回る10万2300人の人口を維持するとしておりました。

次に、濃い青色のラインが、今回推計しました最新の人口ビジョンでございます。これが、平成27年の国勢調査人口を基に、2018年、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計したビジョンでございます。これによりますと、本市におきましては、幾らか人口減少の速度が緩やかになったかのように見えております。

次に、右側のグラフを御覧ください。2、人口の現状分析でございます。下側の黄色とグレーのラインの交わった赤丸を御覧ください。ポイントの一つが、自然動態でございます。

本市では、1998年平成10年以降、死亡数が出生数を上回しまして、自然動態はマイナ

スとなっております。

次に、上側のオレンジ色と青色のグラフの交わった部分で赤丸を御覧ください。

もう一つのポイントが社会動態でございます。2016年、平成28年以降、転入数が転出数を上回っておりまして、社会増ということになっております。これは、外国人農業実習生の影響と考えられます。

左下のグラフ、3、若年層における人口動態分析でございます。

中九州短期大学、熊本高専八代キャンパス、市内の7つの高等学校の生徒を対象にアンケートを実施しました。

アンケート結果の、できれば八代市に住み続けたいの割合が、男性35.3%、女性25.6%。将来八代市に戻りたい、住みたいの割合が、男性46.4%、女性28.7%となっております、この数値を人口の将来展望に使用しております。

最後に4、人口の将来展望でございます。将来展望につきましては、国の1億人維持という目標に沿うとともに、本市の総合戦略の取組を実施したことによりまして、一定の効果が出るという期待値を含めた前向きな数値であることを御理解ください。

出生数の条件につきましては、戦略の育てたいまちの取組の効果が十分に出た状況を想定しております。2030年までに合計特殊出生率が2.0を達成しまして、2040年には人口置換水準であります2.07になることを想定しております。これは、現行の八代市人口ビジョンを踏襲しております。

次に、社会増減に関しましては、先ほどの学生アンケートの結果によりまして、できれば八代市に住み続けたい、転出したくないと考えている若者の希望が実現し、転出が減少する状況を想定しております。さらに、Uターンしたいと考えている若者の希望が実現し、将来転入し

てくるとの仮定で推計しております。このような条件が整いまして、人口減少が緩和される将来展望を見込みました。詳細については、別紙資料に掲載をしております。

以上が八代市人口ビジョンの概要でございます。

それでは、改めまして、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明いたします。A3の概要版にて御説明いたします。

現在、本市では、Society 5.0において人と企業に選ばれるまち“やつしろ”の実現を目指すべき将来像に掲げまして、計画期間を令和3年度から6年度までの4年間とする、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでおります。

まず、本市の第2期の総合戦略は、国で対応方向を取りまとめました、まち・ひと・しごと創生基本方針2020を基に策定しております。

本来であれば、第2期総合戦略の策定は、令和元年度に令和2年度から6年度までの5年間の計画を策定する予定でございました。しかし、新型コロナウイルスの影響から、クルーズ客船やインバウンド戦略等、主要な取組を再度見直す必要が発生しましたことから、第1期の総合戦略を1年延長しまして、国への届出を行ったところでございます。

第2期総合戦略では、住みたいまち、働きたいまち、育てたいまちの3つを基本戦略案としまして、八代市の特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指しております。

それでは、第2期総合戦略における3つの基本戦略の主な取組について申し上げます。

まず、基本戦略1の住みたいまちの主な施策としましては、1、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目標に掲げております。これは熊本地震や今回の令和2年7月豪雨等を教訓と

しまして、市民、事業所、行政などが災害の備えを行うことが重要となります。そのため、防災人材の確保、育成をはじめ、ICTやAIを活用した防災・減災の推進など多様な担い手による防災の推進や、先進技術を活用した防災・減災の推進を目指します。

次に、2、スマート自治体の推進による利便性の向上を目標に掲げ、マイナンバーカードの普及促進や行政手続の電子化を進め、いつでも・どこでもつながる市役所を目指します。また、先進技術を活用した庁内業務の自動化・デジタル化によりまして、業務の効率化を推進するとともに、国のデジタル庁創設に対応しました行政組織の体制の強化や人材育成を図ります。

次に、基本戦略2の働きたいまちの主な施策としましては、1、挑戦する人と企業を応援するまちづくりを目標に掲げまして、本町商店街等において、若者などのスキルアップのためのプログラミングスクールなど、ICT人材の育成、魅力的な雇用の創出のためのIT企業の誘致など、中心市街地を核としたICT産業の集積と人材の育成を目指します。

また、稼げる農林水産業の推進を目標に掲げまして、農林業の作業の効率化や省力化、生産性の向上等に向けたロボットやIoT、AIなどの先進技術を活用するスマート農林水産業を推進します。

最後に、基本戦略の育てたいまちの主な施策としましては、1、次代を担う子供の育成を目標に掲げまして、小中学校における1人1台のタブレットパソコンをはじめ、高速大容量の通信ネットワークの整備、学校における指導体制の強化やICT活用指導力の向上、また子供たち一人一人の学習状況の把握など、GIGAスクール構想の実現に向け、ハード面・ソフト面の環境整備を推進します。

これらの基本戦略の各種施策を横断的に結び

つけるため、Society 5.0の実現を視野に、ICTやAI、ロボットなどの先進技術を活用し、施策を連携させまして、地域課題の解決に取り組みます。

今後、第2期総合戦略の核としましては、Society 5.0やSDGsといった新しい時代の流れを身につけ、生き生きと暮らし、働き、子育てできる魅力的なまちづくりを目指してまいります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。今後、12月中旬から1月末までパブリックコメントを実施します。

また、外部の有識者17名で構成するやつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議を1月下旬に開催する予定でございます。そこで寄せられました意見などを踏まえ、計画内容を整理しまして、最終版を2月末までに策定します。その後、市議会の皆様に3月議会で配付する予定としております。

以上、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての説明でございます。よろしくをお願いします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質問、御意見等ございませんか。（発言する者あり）

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと壮大な計画かなと思うんですが、主にデジタル化、ICTとか、AIとか、特にビッグデータの扱いとかですね、そういった部分に対してのセキュリティの問題だとか、個人情報、プライバシーの保護なんかは特に重要になってくるとは思うんですけど、その辺の取組はどういうふうな考えをお持ちかなと思いまして、お聞きしたいと思います。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 現在も個人情報の取扱いについては十分取扱いを、十分注意して保護しているところですけども、今後におきまして、こういった新しい先進技術

を使うことによって生じる情報の漏えいとか、そちらのほうにはまた担当課とも協議いたしまして、十分取扱いを注意してまいります。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 十分気をつけてですね、取り扱っていただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） 意見として。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを終了します。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後0時13分 小会）

（午後0時14分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和2年7月豪雨災害の検証について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、令和2年7月豪雨災害の検証についてをお願いいたします。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 危機管理課、廣兼でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年7月豪雨災害に係る検証について御説明いたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） よろしくお願ひします。

まず、発災から4か月間に行った災害対応の検証に係る方針・進め方についてという1枚物の紙を御覧いただきたいと思います。

まず、この検証につきましては、7月4日の発災日から10月30日の災害対策本部解散までの約4か月間に実施いたしました災害対応に

ついて検証を行うものでございます。

今回の検証目的ですが、災害対応力の充実・強化、すなわち地域防災計画の見直しを行うことと、この経験を記録し後世に伝承することとしております。

検証の方針といたしまして、1、対応した事柄、2、課題となった点、3、課題に対する改善策の3点となっております。

また、今回の検証は、各部課だけではなく、職員個人へのアンケート調査を行いまして、検証結果に反映させることとしております。

今回の検証スケジュールでございますが、各部や課のほうと職員への調査を終えまして、検証報告書の取りまとめを行っております。今後、早期に取りまとめを行いまして、来年の出水期前の防災会議までに、地域防災計画の見直しと改定を図っていきたいというふうに思っております。

それでは、現時点で取りまとめができているところで御報告をいたします。あくまで中間報告でございますので、今後さらに精査を進めていくものとなります。

ここからはA4横の令和2年7月豪雨災害に係る検証（中間報告書）を御覧いただきたいと思います。

まず、今回の検証の構成、まず表紙をおめくりいただいて、今回の検証の構成を記載しております。第1節の住民の避難から第11節の災害対応を行うための庁内体制まで全11節で構成し、各節にはそれぞれの災害対応に応じて小項目を設けております。また、構成については、県の検証を参考に組立てをしております。

それでは、1枚おめくりください。表の上に左から評価できる事項、課題、改善の方向性の順に、対応した取組について、タイトルと内容を記載しております。

本日は、それぞれの取組一つ一つの説明は省略させていただきますが、主だったものについて

て説明させていただきます。

まず1ページ目、第1節の住民の避難では、評価できる事項として、一番上になります事前のハザードマップの配布と要配慮者計画の策定、その課題といたしまして、ハザードマップの周知不足及び災害弱者への発信方法の未確立、改善の方向性として活用されるハザードマップの作成と周知・広報となっております。

次に、2ページを御覧ください。

第3節災害廃棄物の処理の一番上になります。評価できる事項として、可燃物及び災害廃棄物のボランティア回収等の実施、その課題として、災害ごみ仮置場への大量な排出物及び回収に伴う負担増、改善の方向性として災害廃棄物処理における運営体制の見直しとなっております。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと思います。

第5節の被災者への各種支援等の一番上になります。評価できる事項として、被災地での各種制度の相談窓口開設、その課題として、被災者ニーズに応じた相談窓口の開設と人員確保、改善の方向性として相談窓口の長期化に備えた体制整備の検討となっております。

それでは次に、4ページ目を御覧いただきたいと思います。

第7節他自治体からの応援職員の受入れについては一番上になります。評価できる事項として、LOによる県、他市町村等への派遣要請、その課題といたしまして、不足する部署、職員数の現状把握に苦慮、改善の方向性として、受援マニュアルの理解度向上となっております。

次に、5ページをよろしくお願いします。

第9節の社会基盤・公共土木施設等の復旧の一番上になります。評価できる事項といたしまして、車両交通不可の場所を含む道路の被害調査、その課題として、道路の寸断に伴い調査に時間を要した。改善の方向性として、多様な手

段を用いた調査方法の検討となっております。

最後に、6ページの第11節、災害対応を行うための庁内体制を御覧いただきたいと思います。

この一番上になります。評価できる事項として、BCP発動に伴う人員確保、その課題といたしまして、BCPの理解が不十分、改善の方向性として、BCPの検証と結果に基づく体制の構築となっております。

以上、かいつまんで御説明をいたしました。今回は各課が対応した取組の中間報告をさせていただきました。今後の検証については、さらに各課へヒアリングを重ね、データや写真などの提供もいただきながら、さらに詳しい検証となるよう作業を進めてまいります。なお、今回の中間報告で取りまとめております内容は、今後若干変わるということもございます。また、この資料は、まだ外部に出す資料ではございませんので、御注意をいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ。住民の避難のところですね、避難勧告等々の、住民の方に対する情報の伝達手段、その検証については受け取る側のほうからのですね、こういった手段で受け取ったかというような、その聞き取りとかという調査というのは行われていますか。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 住民さんの調査に関してはですね、アンケート調査を熊本大学のほうと一緒にしております。そちらのほうですね、こういった方向で受け取ったかというのも全部入っているというふうな格好になります。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

た。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で令和2年7月豪雨災害の検証についてを終了いたします。

資料については、先ほどございましたが、まだ中間報告ということでございますので、十分取扱いには注意してください。よろしくお願いいたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（防災行政通信システム事業の進捗状況について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、防災行政通信システム事業の進捗状況についてをお願いいたします。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） それでは、続きまして八代市防災行政通信システム事業の進捗状況について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 新たな防災行政通信システムは、昨年度から事業を行っております。

まず、事業の内容を簡単に御説明いたします。

こちらを見ていただきたいんですが、本システムは、携帯通信網を利用しました個人の携帯電話に直接情報をお届けすることがメインとなるシステムとなっております。その他いろいろな方法で情報をお届けすることとしておりまして、主なものとして、屋外拡声子局。一斉架電システムによる固定電話や携帯電話に直接連絡を取る方法、あと携帯電話、固定電話をお持ちでない方には戸別受信機を配布することというふうにしております。

資料の1ページと2ページは、整備を行う新

たなシステムの概要図となります。

1ページ目の青線で囲っているところですね、災害時支援システム、映像表示システムで河川情報とか、気象情報等の情報を取り込みまして、避難情報の発令時期などを判断するものというふうになっております。

赤線で囲っているものは、その情報を配信するシステムというふうになりますが、2ページ目が配信システムの概要を記載しておりますので、2ページ目を御覧ください。

こちらのほうで取得した情報をクラウドによりましてですね、各端末等へ情報を配信するものであります。先ほど申しました屋外拡声子局からずらっと並んでいるものが、そちらのほうになります。

続きまして、3ページ、4ページを御覧いただきたいんですが、こちらのほうは屋外拡声子局の設置場所を載せております。屋外拡声子局は、今月から工事に入っております、本年度中に整備を行うというふうにしております。

今回の整備で、旧八代市内はこれまで町内のスピーカーをお借りして放送を行っていましたが、今後は町内のスピーカーは使用せずに新たなスピーカーとなります。ちなみに、町内で整備されている現放送施設はそのまま町内で使用するというふうな格好になります。

最後に、5ページを御覧いただきたいと思います。

今回のシステム整備では、昨年度から本年度の2か年で行う事業としておりましたが、今回の7月豪雨で坂本町の屋外拡声子局4局が水没したため、設置場所などの再検討が必要となったことと、コロナ禍と豪雨災害対応等で業者との十分な協議ができなかったことなどから予算の繰越しと工期の延長を行うものでございます。予算総額15億1100万円、契約金額は14億9600万円、本年度支払予定額は9億9000万円、令和3年度へ繰越しが5億21

00万円となります。また、工期のほうは令和3年3月26日から令和4年3月31日と変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 町内の無線システムを今、借用されているということで、それを今回全廃というか、使わないということなんですけど、新しいシステム導入後もですね、聞こえない、聞き取りの悪い範囲とかというのが出た場合には、何かやっぱりその部分だけアナログ波でまた飛ばせるようなシステムって可能なんでしょうか。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 今回のシステムがですね、全部デジタルに変わります。新たに聞こえない地域がもし出た場合はですね、そこに今のスピーカーを使って飛ばすというのはなかなか難しくなります。なので、新たにですね、そういったときにはまた屋外拡声子局の設置を考えていきたいというふうに思っております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（太田広則君） 関連して。屋外拡声子局は、自然災害で、例えば、今、町内の現行のは全部、ほら、雷とかあったら聞こえなくなりました。今度の場合は、それはあり得ますか。修理されれば。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 今回の拡声子局に関しましてはですね、避雷針等は全部配置して、そういったのがないようにということでは設計をしておりますので、そういったことはしないものだというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で防災行政通信システム事業の進捗状況についてを終了いたします。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

（午後0時27分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年12月15日

総務委員会

委員長